

## 都市計画審議会の意見に対する方針及びパブリックコメント等の結果について

## 1 第67回 松本市都市計画審議会の意見に対する方針

## (1) 議案第127号 松本市立地適正化計画の見直しについて

| No. | ページ       | 項目  | 意見等の概要   | 市の考え方  |
|-----|-----------|---|--|--|
| 1   | 102       | 第8章<br>計画の推進に<br>むけて<br>1 目標値の<br>設定          | 居住誘導区域の人口密度について、40人/haを下回らないことが一定の目安となりうるが、波田駅周辺の基準値は31.5人/haで水準を大きく下回っている。都市機能誘導区域でも概ね100人/ha欲しいところだが、それを下回っているところもあると思う。そのような場所について、最低ラインを設定する必要があると思うが、考えを伺いたい。 | 当初の目標値は変えていません。居住誘導区域は概ね現状維持という目標で、波田駅周辺は、人口密度が目標の目安となる40人/haを下回っているため、底上げをする目的で35人/haとしています。<br>今後実施する5年を目安とした計画の見直しで、人口密度の目標値の設定等について改めて検討していきます。                |
| 2   | 53～<br>55 | 第4章<br>都市機能誘導区<br>域・誘導施設<br>3 誘導施設の<br>設定     | 誘導施設の設定について、「行政機能」は中心市街地が誘導先か。<br>また、南松本駅周辺に国・県・市の主要な行政施設を誘導する理由はなぜか。  | 「行政機能」とは、「業務の内容や利用者の視点から誘導区域内に立地することが望ましい国・県・市の主要な行政施設」を指し、既に多くの行政施設が立地する中心市街地を誘導先としています。<br>また、当初の計画は、中心市街地のみだったが、南松本駅周辺に保健所庁舎を建設する計画と合わせ、行政機能の誘導先に南松本駅周辺を追加しました。 |
| 3   | 53～<br>55 | 第4章<br>都市機能誘導区<br>域・誘導施設<br>3 誘導施設<br>の設定     | 地域づくりセンターを誘導施設としない理由はなぜか。  | 松本市都市計画マスタープランの「地域コミュニティの維持」と密接な関係がある地域づくりセンターは、誘導施設の考えにあわないため除外しています。   |
| 4   | 41        | 第4章<br>都市機能誘導区<br>域・誘導施設<br>2 都市機能誘<br>導区域の設定 | 南松本駅周辺区域において、行政施設の移転のために都市機能誘導区域を新たに広げていないという認識でよいか。   | 今回の見直しでは、都市機能誘導区域の拡張は行っていません。  |

|   |    |                                       |  |   |
|---|----|---------------------------------------|--|---|
| 5 | 37 | 第4章<br>都市機能誘導区域・誘導施設<br>2 都市機能誘導区域の設定 | 中心市街地に誘導すべき主な施設について、「障がい者支援の拠点施設」の方針が空欄だが、方針がないため認めないということではなく、一覧にあるものは都市機能誘導区域に誘導していく機能であるという考え方でよろしいか。 | ご認識のとおりです。例えば「障がい者支援の拠点施設」は中心市街地の空欄に対して、南松本駅周辺は「充実」であるため、誘導区域により誘導方針は異なります。 |
|---|----|---------------------------------------|--|---|

## 2 パブリックコメント

### (1) 募集期間

令和7年11月20日（木）から12月19日（金）までの30日間

### (2) 閲覧方法

ア 市ホームページ

イ 窓口（都市計画課、行政情報コーナー及び各地区地域づくりセンター（安曇、奈川及び四賀地区を除く。））

### (3) 実施結果

ア 件数 6件（1人）

イ 提出方法 FAX 6件（1名）

ウ 意見等に対する対応

| 区分           | 内容                  | 件数 |
|--------------|---------------------|----|
| (ア) 反映する意見   | 意見等の内容を反映し、案を修正したもの | 3件 |
| (イ) 対応が困難な意見 | 対応が困難なもの            | 1件 |
| (ウ) その他      | 案の内容に関する質問等         | 2件 |
| 計            |                     | 6件 |

### (4) 意見等の概要及び市の考え方

| No. | ページ                 | 項目        | 意見等の概要   | 市の考え方  |
|-----|---------------------|-----------|--|--|
| 1   | 表紙<br>1<br>4<br>110 | 計画策定年月の表記 | 策定年について表紙には「令和8年●月」と記載されている。計画本文には「3月」と記載されているため統一すべき。 | 【(ウ) その他】<br>パブリックコメントは計画（案）について、意見を募集しているものです。計画策定後、年月日を入れて公表します。 |

|   |    |  |  |   |
|---|----|--|--|---|
| 2 | 5  | 第2章<br>松本市を取り巻く状況<br>1 人口              | 松本市の令和32年の総人口について本文では207,208人、グラフでは207,210人となっているがどちらの数値が正しいか。             | 【(ア) 反映する意見】<br>グラフの207,210人が正しいため、本文の総人口を修正します。  |
| 3 | 6  | 第2章<br>松本市を取り巻く状況<br>1 人口              | 人口ピラミッドの推移中昭和45年の人口について、本文中の人口は203,684人、グラフの人口は203,571人となっているがどちらの数値が正しいか。 | 【(ウ) その他】<br>昭和45年の総人口は、203,684人です。グラフの人口203,571人は、※に記載したとおり年齢不詳の方を除いた人口とです。              |
| 4 | 15 | 第2章<br>松本市を取り巻く状況<br>7 災害リスク           | 土砂災害警戒区域の指定状況の図において、波田駅周辺にイエローゾーン（土砂災害警戒区域）の記載がないが、指定されていないのか。             | 【(ア) 反映する意見】<br>波田駅周辺部はイエローゾーンに指定されています。図の表記が上高地線の線路と重なっているため、視認できるように修正します。              |
| 5 | 18 | 第2章<br>松本市を取り巻く状況<br>9 観光              | 本文中の「セイジ・オザワ松本フェスティバル等の」の表記について「等の」を「等、」にした方がよいのではないか。                     | 【(イ) 対応が困難な意見】<br>原案のままで問題がないため、修正は行いません。   |
| 6 | 20 | 第2章<br>松本市を取り巻く状況<br>11 松本市を取り巻く状況のまとめ | 観光分野の課題中の「文化・芸術の魅力」について、「芸術・自然等」と「自然」を入れるべきではないか。                          | 【(ア) 反映する意見】<br>P18の観光に関する概要の中で「歴史・文化や自然等の資源を生かして松本市の魅力や情報を発信」と記載しているため「文化・芸術・自然等」に修正します。 |

### 3 建設環境委員協議会

#### (1) 意見等に対する対応

|               |    |
|---------------|----|
| 区分            | 件数 |
| ア 案の内容に関する質問等 | 3件 |
| 計             | 3件 |

#### (2) 意見等の概要及び市の考え方

| No. | ページ | 項目                                    | 意見等の概要   | 市の考え方   |
|-----|-----|---------------------------------------|--|---|
| 1   | 54  | 第4章<br>都市機能誘導区域・<br>誘導施設<br>3 誘導施設の設定 | 誘導すべき主な施設と運用の考え方中の「行政」機能について、従前は誘導先が「中心市街地」のみだったところに、「南松本駅周辺」が追加された。南松本駅周辺に新しく施設を増やす考えがあるのか。 | 【ア 質問等】<br>南松本駅周辺では保健所庁舎の設置を計画しており、本市全体の人口重心に近く福祉施設が集積するため、行政施設の誘導先として南松本駅周辺を追加しました。「主要な行政施設」について、中心市街地は「充実」させるエリア、南松本駅周辺は「誘導」するエリアと考えています。 |
| 2   |     |                                       | 行政機能は、中心市街地に誘導するものであり、南松本駅周辺に庁舎を設置するとしても、誘導と位置付けるものではないと考える。                                 |   |
| 3   |     |                                       | ユースセンターを設置する計画があるが、誘導施設の位置付けについて、関係部局と情報共有しているか。   | 【ア 質問等】<br>都市計画策定庁内連絡会議等で情報共有しています。   |